

第9回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

■ 事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
- ・ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

■ 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第3回新株予約権	
発行決議日		2016年8月30日	
新株予約権の数		390個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 31,200株 (新株予約権1個につき 80株)	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使価格		1個当たり12,720円 (1株当たり 159円)	
権利行使期間		2018年9月1日から 2026年8月31日まで	
行使の条件		(注)	
役員の保有状況	取締役(社外役員除く。)	新株予約権の数	15個
		目的となる株式数	1,200株
		保有者数	1名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。
- ② 当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ④ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者の間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Mazars有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2022年11月25日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に則り、業務の適正を確保するための体制を整備しております。その概要は以下のとおりです。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会規程に基づき取締役会を定期的開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 監査役会は、監査役会規程に則り、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役及び従業員の職務の執行に係る監査を実施し、その結果を代表取締役様に報告しております。
- ③ 他の業務執行部門から独立した代表取締役が指名する内部監査担当者が、内部監査規程に基づき内部監査を実施しております。
- ④ コンプライアンス規程にて内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報又は相談の適正な処理の仕組みを定めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、株主総会、取締役会の議事録やその他の業務執行に係る文書の保存期限、所管部門及び管理方法を適切に管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 自然災害や企業不祥事等、会社、従業員、社会に影響を及ぼす問題の発生に備え、リスク管理規程を定め、当社において発生する様々な事象を伴う危機に、迅速かつ的確に対処するための危機管理体制及び対処方法を定めております。
- ② リスク管理体制については代表取締役が指揮し、個別リスクの洗い出しとその評価、対応すべき優先度、リスク管理の方法等を審議するとともに、定期的なモニタリングとリスク顕在化時点における対応策を行い、取締役会にその内容を適宜報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 各Divisionにおいては、業務分掌規程及び職務権限規程に基づき、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保しております。
- ② 取締役会は、中期経営計画を定めるとともに、経営資源を効率的に配分の上、年度計画を策定し、会社としての目標を明確にしております。
- ③ 取締役会は、計画及び目標達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて目標及び計画の修正を行っております。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立しております。
- ② 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営しております。
- ③ 代表取締役が指名する内部監査責任者は、内部監査規程に従い、法令、定款及び社内規程の遵守状況の有効性を監査し、監査結果及び改善課題を代表取締役に報告・提言するとともに、当該改善課題の対応状況を確認しております。
- ④ コンプライアンス規程に従い、コンプライアンス教育・研修の計画及び実施等によりコンプライアンス意識の徹底を図っております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- ① 監査役が必要と認めた場合は、従業員を監査役の補助にあたらせております。
 - ② 監査役補助従業員を設置した場合は、従業員の業務執行者からの独立性の確保に留意するとともに関係者に周知しております。
 - ③ 監査役補助従業員の人事評価については、常勤監査役の同意を要するものとしております。
- (7) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会に出席し、業務の執行状況、損失の危険、職務執行の効率性及び職務執行の適法性について把握するとともに、その内容を監査役会に報告しております。
 - ② 内部通報制度を整備し、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として、社内窓口を常勤監査役、外部窓口を弁護士とするとともに、内部通報者が通報又は相談したことを理由として、会社が内部通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止しております。
 - ③ 業務執行取締役は、定期的又は監査役の求めに応じて、担当する業務のリスクについて報告しております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 代表取締役社長は、監査役会及び会計監査人と定期的な意見交換会を実施し、また、監査役が会計監査人、内部監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行できるような環境を整備しております。
 - ② 監査役は、監査費用の支出にあたっては、その効率性及び適正性に留意した上で、職務執行上必要と認める費用について会社に対して予算を提出し、原則として予算の範囲において費用を支出することができることとなっております。ただし、緊急を要する費用についてはこの限りではなく、事後的に会社に償還を請求することができ、会社は、当該請求にかかわる費用が監査役の職務執行に必要なではないことを証明した場合を除き、これを拒まないものとしております。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用しております。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- ① 反社会的勢力対応規程において、当社役員又は従業員は、反社会的勢力・団体とは一切の関係をもたず、また、関係の遮断のための取り組みを進めていく旨を規定し、反社会的勢力・団体に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応しております。
 - ② 反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力の排除を徹底しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では前記「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

取締役会規程に基づき、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度は取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項の決定を行うとともに、取締役及び従業員の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) コンプライアンス及びリスク管理体制について

コンプライアンス規程その他の社内規則に基づき、コンプライアンス委員会を開催し、法令及び社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じてコンプライアンス態勢の見直しを行いました。当社のコンプライアンス違反行為については、従業員が直接通報を行える内部通報制度を整備の上、全従業員に周知し、法令違反等の早期発見と迅速かつ適切な対応を行うことに努めております。また、リスク管理規程に基づき、代表取締役の指揮の下リスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。

(3) 監査役の職務執行について

監査役会規程に基づき、監査役会で定められた監査方針と監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席し、業務の執行状況や損失の危険、職務執行の効率性及び適法性等を把握するとともに、その内容について監査役会に報告を行いました。当事業年度は監査役会を14回開催し、監査役間での積極的な意見交換を行った他、会計監査人や内部監査人と連携を図り、取締役及び従業員の職務の執行状況を監査しました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査担当者が、監査役とも連携し、当社を対象として内部監査を実施しております。内部監査の結果は、取締役及び監査役に適時に報告され、また、取締役会においても報告が行われております。

株主資本等変動計算書

(2022年9月1日から
2023年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	551,819	550,460	550,460	△560,710	△560,710
当 期 変 動 額					
新株の発行	249,999	249,999	249,999		
当期純利益				79,670	79,670
当期変動額合計	249,999	249,999	249,999	79,670	79,670
当 期 末 残 高	801,818	800,460	800,460	△481,040	△481,040

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△572	540,995	540,995
当 期 変 動 額			
新株の発行		499,999	499,999
当期純利益		79,670	79,670
当期変動額合計	-	579,670	579,670
当 期 末 残 高	△572	1,120,665	1,120,665

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
仕掛品、販売用不動産
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～15年
工具、器具及び備品	3～15年
 - (2) 無形固定資産
定額法を採用しております。
自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (4) 株主優待引当金
株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。
 - (1) マンガ
アプリ内で販売する電子マンガのダウンロード課金及びアドネットワークを通じて得る広告収入並びにこれら収益のレベニューシェアとなっております。
マンガサービスの履行義務は協業先であるパブリッシャーに対し運営業務を提供することを履行義務とし、履行義務を果たした対価としての課金及び広告収入並びにこれらを計算基礎としたレベニューシェア金額が確定した時点で収益を認識しております。
 - (2) 占い
スマートフォン及びインターネットに接続した端末を介して、占いを中心としたコンテンツの提供等を行っております。占い事業については、顧客がコンテンツを購入した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を認識しております。
 - (3) &AND HOSTEL
宿泊施設の所有者に対して、運営業務を提供しております。&AND HOSTEL事業については、宿泊施設の所有者に対し、運営業務を提供した時点において、顧客に支配が移転すると判断し、収益を

認識しております。

(4) 不動産関連

不動産の売買仲介及び開発コンサルティング業務を提供しております。不動産関連事業については、売買仲介が成立した時点、開発コンサルティング業務については、契約に定める業務を顧客に提供した時点において、収益を認識しております。

なお、対価には重要な変動対価は含まれておらず、また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産 3,109,620千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

販売用不動産の評価は、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており、期末時点の販売可能価額から販売経費等の見込額を控除した正味売却価額が簿価を下回る場合には、当該差額を棚卸資産評価損として計上しております。

期末時点の販売可能価額は社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額によっております。不動産鑑定評価額の算定には将来の賃料、稼働率、割引率、評価手法の選択等について一定の仮定を置いているため、将来の不動産市況の変動等によりこれらの仮定の変更を行った場合には、翌事業年度において棚卸資産評価損が計上される可能性があります。

(2) ソフトウェアの評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

ソフトウェア 38,022千円

減損損失 20,428千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

ソフトウェアについては、アプリ毎にグルーピングを行っており、減損の兆候がある場合には、当該ソフトウェアの利用により獲得が見込まれる将来キャッシュ・フローを見積り、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該将来キャッシュ・フローを算出する上での主要な仮定は、当社の取締役会で承認された翌事業年度以降の事業計画に含まれる売上高であり、課金収入、広告収入並びにMAU(1か月あたり利用者数)の継続率及び成長率を用いてアプリ毎に算定しています。

そのため、翌事業年度において課金収入、広告収入及びMAUの実績値が事業計画上の仮定と著しく乖離し将来キャッシュ・フローの見直しを行った場合、翌事業年度においてソフトウェアの減損損失を計上する可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当事業年度において、「めっちゃコミックの毎日連載マンガアプリ」に関する業務提携契約(2019年

10月11日締結)を解消することを決定したことから、当初より利用期間の短くなったソフトウェアについて耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法と比べて、当事業年度の売上総利益、営業利益、経常利益、及び税引前当期純利益はそれぞれ5,043千円減少しております。

貸借対照表に関する注記

※担保に提供している資産及び担保に係る債務

① 担保に提供している資産

販売用不動産 3,109,620千円

② 担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 566,560千円

長期借入金 2,119,860 //

計 2,686,420千円

損益計算書に関する注記

減損損失

当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
APP事業 (東京都目黒区)	事業用資産	ソフトウェア	20,428千円

当社は、主として事業の区分をもとに概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。また、処分予定資産及び遊休資産については、独立してキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として捉え、個別にグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額を零として評価しております。処分予定資産については、正味売却価額によっており、正味売却価額を零として評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 (株)
普通株式	9,853,520	1,408,450	—	11,261,970
合計	9,853,520	1,408,450	—	11,261,970

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

第三者割当増資による増加 1,408,450株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式 257株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 4,800株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	34,575千円
未払事業税	2,496 //
貸倒引当金	1,746 //
賞与引当金	6,475 //
株主優待引当金	2,138 //
減損損失	7,696 //
投資有価証券評価損	13,063 //
税務上の繰越欠損金	214,803 //
その他	15,452 //
繰延税金資産小計	298,449千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△214,803 //
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△81,109 //
評価性引当額小計	△295,912千円
繰延税金資産合計	2,536千円
繰延税金負債	—千円
繰延税金資産純額	2,536千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入等や増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

保有する投資有価証券は、主として業務上関係を有する非上場会社の株式等であります。非上場会社の株式等は、投資先企業の事業リスクや財務リスク等の内的なリスクと、新興株式市場の市況やIPO（株式公開）審査、規制等の状況変化等の外的なリスクにさらされております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年内の支払期日であります。借入金は当社の運転資金の調達や&AND HOSTEL事業における物件取得資金の調達を目的としたものであります。これらのうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

変動金利の借入金に係る金利変動リスクについては、担当部署が市場金利の動向をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、財務経理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

④ 非上場企業に対する投資のリスクの管理

投資有価証券のうち非上場株式については、投資先企業の財務状況等を月次や四半期毎等、継続的なモニタリングを行い、投資先の業績を適時に把握するとともに、当該投資先との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期の決算日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注)を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	3,310	3,310	—
資産計	3,310	3,310	—
(2) 長期借入金(*2)	3,102,206	3,098,457	△3,748
(3) 長期預り保証金	100	100	—
負債計	3,102,306	3,098,557	△3,748

(*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「立替金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2) 長期借入金には1年内の返済予定分を含んでおります。

(注)市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	162,296

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 その他				
資産計	—	—	3,310	3,310
	—	—	3,310	3,310

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	3,098,457	—	3,098,457
長期預り保証金	—	100	—	100
負債計	—	3,098,557	—	3,098,557

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は非上場株式の新株予約権であり、純資産価値に基づいて算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価は、元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期預り保証金

長期預り保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標の利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 時価で貸借対照表計上額とする金融資産のうちレベル3の時価に関する情報

①期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：千円)

	投資有価証券
	非上場株式の新株予約権
期首残高	3,310
当期の損益又は評価・換算差額等	
損益に計上	—
その他有価証券評価差額金	—
購入、売却、発行及び決済の純額	—
レベル3の時価への振替	—
レベル3の時価からの振替	—
期末残高	3,310
当事業年度の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益	—

②時価の評価プロセスの説明

レベル3に分類した金融商品については、評価担当者が対象となる金融商品の評価方法を決定し、時価を測定及び分析しております。また、時価の測定結果については適切な責任者が承認しております。

なお、観察できないインプットの推計は行っておらず、また観察できないインプットの変動による影響額に重要性はありません。

関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社セプ テーニ	—	サービス の利用	広告宣伝費	209,704	未収入金	1,673
						未払金	55,793

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、他の一般取引先と同様であります。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度における顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	APP事業	RET事業	計		
売上高					
マンガ	2,287,991	—	2,287,991	—	2,287,991
占い	606,650	—	606,650	—	606,650
&AND HOSTEL	—	11,651	11,651	—	11,651
不動産関連	—	13,362	13,362	—	13,362
その他	33,777	906	34,683	—	34,683
顧客との契約から生じる収益	2,928,420	25,920	2,954,341	—	2,954,341
その他の収益	—	24,706	24,706	—	24,706
外部顧客への売上高	2,928,420	50,627	2,979,047	—	2,979,047
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,928,420	50,627	2,979,047	—	2,979,047

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に新技術等を用いたエンターテインメント領域に係る事業であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当事業年度 (単位：千円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	524,777
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	547,279
契約負債 (期首残高)	2,547
契約負債 (期末残高)	50,647

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,547千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	99円51銭
1株当たり当期純利益	7円25銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。